

一般社団法人鹿角青年会議所運営規定

第1章 目 的

第1条 本規定は、本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめたるため、組織運営等に関する事項を規定するものである。

第2章 役員の任務

第2条 本会議所の役員は、定款に定める事項のほか、次の任務を有する。

1. 理事長

- (1) 本会議所の代表として対外的な発言をし、総ての事業の総括責任をもつ。
- (2) 公益社団法人日本青年会議所総会、地区協議会、ブロック協議会等に出席し、本会議所の有する表決権の行使および意見の発表を行う。

2. 直前理事長

理事会に出席し意見を求められたときは、理事長経験を生かし、所務、その他について必要な助言をする。

3. 副理事長

- (1) 理事長と連絡を密にして、常に意見の調整統一をし、本会議所の円滑な運営のため一体となって努力する。
- (2) 各々分掌の委員会を統轄して活発な活動をはかり、各委員会の連絡調整をはかる。

4. 専務理事

理事長および副理事長と連絡を密にして、常に意見の調整統一をし、本会議所の円滑な運営、事務局の統括ならびに対外的な活動のため一体となって努力する。

5. 理事

- (1) 理事は他の委員会構成員とともに、本会議所の目的達成のために事業を計画、検討実施する。
- (2) 理事のうち、委員長は各々分掌の委員会を統括して活発な活動をはかりその委員会の連絡調整をはかる。
- (3) 理事のうち、委員長は会議ごとの議事録、実施する事業の計画書あるいは実施した事業の成果を確認したのち、報告書を速やかに担当の副理事長を経て理事長に提出する。

6. 監事

- (1) 監事は、本会議所の業務および財産状況を監査し、必要ある時は理事長に報告書を提出しなければならない。
- (2) 監事は、他の職務を兼務することができない。

第3章 出 席

第3条 3 ヶ月毎に正会員の出席率を発表し、年間実質出席率を発表する。

- 2 年間実質出席率の最低限界を 30%とし、それ未満の会員は、総会の議を経て本会議所定款の定めるところにより、除名することができる。ただし、当該会員は総会において、弁明の機会をあたえられる。
- 3 実質出席率とは、総会、例会、委員会、全体行事の出席率をいい、役員の場合理事会、新入会員の場合はオリエンテーションの出席率も含む。
- 4 正会員は、すべての会合において欠席、遅刻、早退する場合は、必ず届出ること。
- 5 理事長が委員会に出席した場合、要出席回数および出席回数に各 1 回を加えて出席率を算出する。
- 6 副理事長が委員会に出席した場合、要出席回数および出席回数に各 1 回を加えて出席率を算出する。
- 7 次の各号の会合にあらかじめ届出て出席した会員は、出席した旨を理事長宛文書で報告した場合、要出席回数および出席回数に各 1 回を加えて、報告書の受理された時に出席率を算出する。ただし、主催者側もしくは当該委員長の承認印を必要とする。
 - (1) J C I 諸会議
 - (2) 全国会員大会、各地区会員大会、各ブロック会員大会
 - (3) 各地青年会議所の認承認伝達式および記念式典
 - (4) 各地青年会議所例会
- 8 数日間にわたって開催される会合は 1 回として扱う。
- 9 病気（要医師の診断書）および海外出張等のため、長期間にわたり出席不可能な場合は休会として出席の義務を免除する。ただし、休会届を理事長宛に提出し、受理された日より休会扱いとする。
- 10 青年会議所関係の公務のためにあらかじめ届出て、総会、例会、委員会および理事会に欠席した場合は、出席したもものとして取扱う。
- 11 正会員は、すべての会合に出席する際には、原則として、正装を着用し、J C バッチを佩用しなければならない。
- 12 会合の出席は、規定用紙に署名することを原則とする。

第 4 章 例会、定例理事会

- 第4条 例会は原則として毎月第 3 水曜日に開催する。
- 2 例会の運営については、少なくとも前月の理事会において承認を受けなければならない。
- 第5条 定例理事会は、原則として毎月第 1 火曜日に開催する。

第 5 章 事務局

- 第6条 事務局は、庶務、財務および渉外を処理する。
- 第7条 事務局には、事務局長、事務局次長を置くことができる。ただし、必要に応じて若干人の事務局員を置くことができ

る。

- 2 事務局長、事務局次長は、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

第8条 (職務分掌参照)

(1) 事務局

- 1 理事会・上程スケジュールの管理
- 2 理事会資料取りまとめ
- 3 議事録の取りまとめ
- 4 理事会のスケジュール管理及び参加呼び掛け
- 5 各種大会への登録管理
- 6 褒賞に関すること
- 7 新会計基準に基づいた会計処理
- 8 新会計基準に基づいた予算編成
- 9 事業会計に対するアドバイス・指導

(2) 法人格取得実践・広域連携推進会議

- 1 広域連携活動に関すること
- 2 南部州事業に関すること
- 3 社団法人格取得に関すること

(3) 事務局員

- 1 ロムの運営に関わる事務全般を専務理事と連携
- 2 ロムの会計処理全般を事務局長と連携
- 3 依頼されるロム事業との協働連携活動
- 4 行政・関係機関への各種申請・届出に関すること

第6章 委員会

第9条 定款第42条の規定に基づき、希望溢れる地域力向上、想像力豊かな青少年育成、未来創造会員強化、35周年実行委員会を設置する。ただし、別に必要がある時は、理事会の承認を得て特別委員会を設置することができる。

第10条 委員会の構成は定款43条の規定に依るものとする。

第11条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総括するとともに、委員会誌を記録し、理事長に提出しなければならない。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

第12条 委員会は、委員長があらかじめ議題、日時、場所などを各委員に通知して招集するものとする。

第13条 委員会は、毎月1回以上開催し、独自の事業計画の確立と実施の推進母体となる。

第14条 委員会の会議の定足数は、構成員の過半数とする。

- 2 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは委員長がこれを決する。

第15条 委員長は、必要と認めた場合には役員、特別会員、名誉会員、賛助会員および他の会員の出席を求めることができる。

第16条 (職務分掌参照)

- (1) 希望溢れる地域力向上委員会
 - 1 希望溢れる地域力向上のための具体的施策実行に関する
こと
 - 2 社会的活動に関すること
- (2) 想像力豊かな青少年育成委員会
 - 1 青少年育成のための具体的施策実行に関すること
 - 2 南部州事業に関すること
- (3) 未来創造会員強化委員会
 - 1 会員拡大のための具体的施策実行に関すること
 - 2 会員研修に関すること
 - 3 入会案内パンフレット作成
 - 4 OB との交流事業に関すること
 - 5 会員交流事業に関すること
 - 6 秋田ブロック協議会の支援に関すること
- (4) 35周年実行委員会
 - 1 創立35周年記念式典に関すること
 - 2 記念事業に関すること
 - 3 記念誌に関すること
- (5) 事務局
 - 1 総会および理事会の準備・運営・資料作成
 - 2 LOM 外の各種大会、事業への登録管理
 - 3 行政・関係機関への各種申請・届出に関すること
 - 4 新入会員の登録及び備品の発注
 - 5 定款・諸規定に関すること
 - 6 年賀状発行に関すること
 - 7 事務局の郵便物及びメールの確認
 - 8 IMOZA 発行に関すること
 - 9 財政に対するアドバイス・指導
 - 10 行政・関係機関の連携に関すること
 - 11 新年祝賀会に関すること
- (6) 財政局
 - 1 会計基準に基づいた会計処理
 - 2 会計基準に基づいた予算編成
 - 3 事業会計に対するアドバイス・指導
- (7) 共通職務
 - 1 各種大会、事業への意欲的な参加
 - 2 会員拡大に関すること
 - 3 事務局の維持・管理
 - 4 ホームページ等鹿角青年会議所の情報発信に関すること
 - 5 理事会の議事録作成に関すること

第7章 褒 賞

第17条 本会議所における褒賞は、青年会議所運動に顕著な功績のあった個人、法人、団体および委員会に対して理事会の決定により行う。ただし、褒賞の方法等についてはその都度理事会で決定する。

第18条 年間実質出席率が100%の会員は、褒賞する。

細 則

第19条 本規定の施行に関する細則は、理事会の決議をもって定める。

附 則

本規定は、1984年5月13日より施行する。
本規定は、1985年1月29日より一部改正する。
本規定は、1986年1月19日より一部改正する。
本規定は、1987年1月18日より一部改正する。
本規定は、1988年1月17日より一部改正する。
本規定は、1989年1月16日より一部改正する。
本規定は、1990年1月21日より一部改正する。
本規定は、1991年1月15日より一部改正する。
本規定は、1992年1月15日より一部改正する。
本規定は、1993年1月17日より一部改正する。
本規定は、1994年1月16日より一部改正する。
本規定は、1995年1月14日より一部改正する。
本規定は、1996年1月14日より一部改正する。
本規定は、1997年1月15日より一部改正する。
本規定は、1998年1月18日より一部改正する。
本規定は、1999年1月16日より一部改正する。
本規定は、2000年1月15日より一部改正する。
本規定は、2001年1月13日より一部改正する。
本規定は、2002年1月19日より一部改正する。
本規定は、2003年1月13日より一部改正する。
本規定は、2004年1月16日より一部改正する。
本規定は、2005年1月14日より一部改正する。
本規定は、2006年1月16日より一部改正する。
本規定は、2007年1月15日より一部改正する。
本規定は、2008年1月15日より一部改正する。
本規定は、2009年1月20日より一部改正する。
本規定は、2010年1月19日より一部改正する。
本規定は、2011年1月26日より一部改正する。
本規定は、2011年12月26日より一部改正する。